

## 随意契約による契約締結について

(026セ委第14-4号江戸川幸手地点河川状況調査業務委託)

標記について、埼玉県公営企業財務規程第137条の3第3項に基づき、その内容を下記のとおり公表する。

### 記

1 契約の相手方の名称及び住所

名称：公益社団法人幸手市シルバー人材センター

理事長 巻島 功司

住所：埼玉県幸手市幸手 2262 番地

2 契約の目的

夏季の江戸川において発生する、かび臭や魚卵の流下等の水質異常を早期に把握する。

3 契約の履行方法

江戸川関宿橋において河川状況の調査を毎日実施する。幸手放水路において指定する期日に採水を行い、埼玉県水質管理センターへ送付する。

4 契約の履行期間

令和8年6月1日から令和8年10月9日まで

5 契約の履行場所

幸手市中島地内 ほか

6 契約締結年月日

令和8年5月26日

7 契約金額

961,740 円

8 契約の相手方を選定した理由

本業務委託の河川状況調査は、水質異常を早期発見し、浄水場の浄水処理への影響を防ぐためのものである。特に江戸川における魚卵流下は影響が大

きいため、兆候を見逃さないよう休日を含めて毎日確実に調査でき、日ごろ江戸川の状況を熟知している必要がある。

これを確実にかつ組織的に実施できるのは、地元の公益社団法人である幸手市シルバー人材センターのみであるため。

令和8年5月26日

埼玉県水質管理センター所長 高橋 清文  
(公印省略)